

新潟市ラブホテル建築等連絡調整会議設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新潟市ラブホテル建築等規制条例（昭和59年新潟市条例第1号。以下「条例」という。）及び新潟市ラブホテル建築等規制条例施行規則（昭和59年新潟市規則第3号。以下「規則」という）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(連絡調整会議)

第2条 条例の効果的な運用を図るため、連絡調整会議を設け、各部局の間の連絡調整を行うものとする。

2 連絡調整会議は、次の各号に掲げる課の長をもって構成し、必要により当該連絡調整事項に係る構成員のみで開催することができる。

- (1) 保健所環境衛生課
- (2) 建築行政課
- (3) 都市計画課
- (4) みどりの政策課
- (5) こども政策課
- (6) 幼保運営課
- (7) 教育委員会学校支援課
- (8) 教育委員会生涯学習推進課

3 連絡調整会議は、保健所環境衛生課長が招集する。

なお、必要により前項の構成員以外の関係機関の長の参加を求めることができるものとする。

(情報の収集)

第3条 保健所環境衛生課は、次の各号に掲げる事項について情報を収集するものとする。

- (1) 条例第2条第1号に規定する旅館業を目的とする建築物の建築及びその計画
- (2) 条例第2条第2号に規定するラブホテルの建築等及びその計画
- (3) ラブホテルについて、条例の目的を阻害し、又は付近の景観と著しく調和しないと思われる条例第2条第4号に規定する屋外広告物その他の外観
- (4) その他、条例の施行上必要と思われる事項

2 各部の長は、前項各号について知り得たときは、その旨を保健所環境衛生課長に通報するものとする。

附 則

この要綱は、平成16年10月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 6 月 7 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 10 月 10 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。